



● ● ● ● ● ●
会社設立前後の
やることチェックリスト付き!

会社設立の 教科書



Index



はじめに

1

個人事業主と法人の違い

1. 個人事業主と法人の違い
2. 個人事業主のメリット・デメリット
3. 法人のメリット・デメリット

2

会社の種類は？4つの形態の違いを比較

1. そもそも会社にはどんな種類があるの？
2. 株式会社と合同会社の違い

3

会社の手続きは 士業に依頼する？自分で作成する？

1. 会社設立に関連する士業
「税理士」「司法書士」「行政書士」を比較
2. 自分で一から書類を作成する

4

会社設立の流れとかかる費用は？

1. 会社設立までの流れ
2. 会社設立に必要な決定事項
3. 株式会社の設立にかかる費用
4. 合同会社の設立にかかる費用

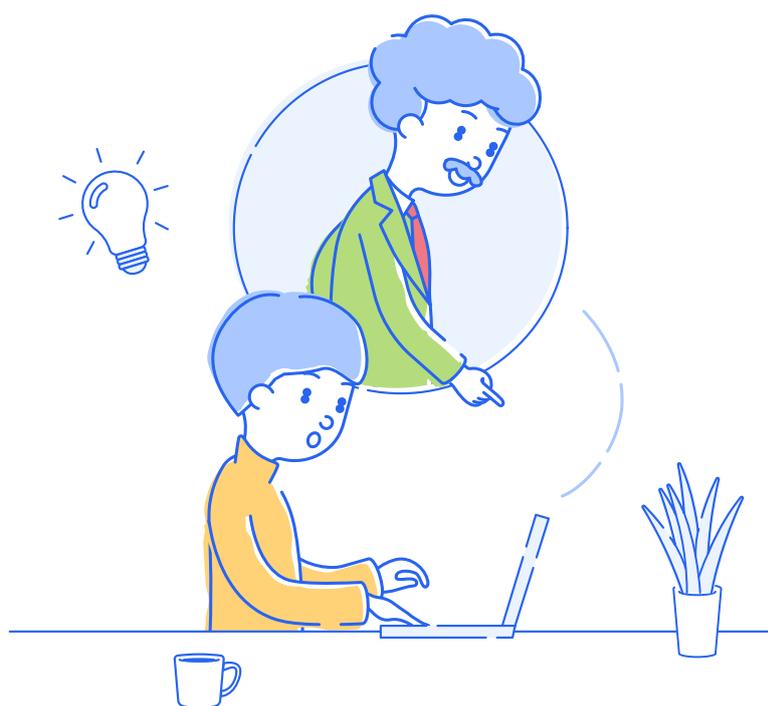
会社設立前後のやることチェックリスト

会社設立に関するよくある質問

最後に

はじめに

会社設立や起業においては、
できるだけ費用を抑え面倒な手間も減らしたいところ。
そのために必要なのは、まずは情報収集です。
このガイドでは、まずは会社の種類から設立にかかる費用まで、
会社設立の前に必要な情報をご紹介します。
その上で、実際の設立の流れを最短で終わられるよう、
実務的な知識をご紹介します。



1

個人事業主と
法人の違い

1

個人事業主と法人の違い

theme.1

個人事業主と法人の違い

独立開業をする際、個人としてビジネスを始めるか、法人として会社設立するか悩むポイントかと思えます。会社の業績や規模によって、個人として始めた方が良い場合や法人として会社設立をした方が良い場合があります。そこで、独立開業をする前に一度、個人事業主と法人のメリット・デメリットを整理しご自身の状況にあった選択をしましょう。

	個人事業主	法人
開業・設立手続き	登記不要・簡易	登記必要・煩雑
設立費用	不要	23万円*程度
資本金	不要	1円以上
信用度	法人より低い	高い
融資	審査が通りにくい	審査が通りやすい
人材	集まりにくい	集まりやすい
税金	経費基準が狭い	経費基準が広い
経理人事管理工数	簡易	煩雑

※ 資本金によって異なります

theme.2

個人事業主のメリット・デメリット

メリット

1 開業手続き

個人事業主は、開業届を提出するだけで問題なく、登記をする必要がありません。

2 設立費用

個人事業主の場合は、特に設立に関わる費用は発生しません。

3 資本金

個人の場合は、資本金は不要となります。

4 経理・人事管理工数

個人事業主の場合は、経理は簡易申告でも可能であり、保険なども個人だけの手続きで済むため簡易です。

デメリット

1 信用度・融資

最近では、フリーランスの個人が増加しているものの法人の方が信用を得やすい場合があります。例えば、以下のような特徴があります。

- ・個人事業主とは取引しない会社が存在する
- ・ウェブサイトの運営元が法人の方が信頼されやすい
- ・事業に対する信頼は法人の方が高い

2 人材

保険面や就業規則、認知度の観点から優秀な人材を獲得することが難しい場合があります。

3 税金面

個人事業主の場合、家族の給料や規則や個人利用による経費計上できる範囲は法人と比較し狭くなります。



theme.3

法人のメリット・デメリット

メリット

1 信用度・融資

銀行でのプロパー融資において、財務面の透明性や法人としての信用度から法人の方が融資が通りやすい傾向にあります。

2 人材

法人の場合、保険面や就業規則、認知度など働く環境を整備すれば優秀な人材を獲得しやすくなります。

3 税金面

経費計上できる範囲は個人事業主と比較し広がります。個人利用による規制もなく、生命保険料、旅費、事業主及び家族への給与など規制がありません。ただし、交際費については異なり、個人事業主は上限がなく、会社設立の場合は一定の制限がありますので注意が必要です。



デメリット

1 開業手続き

法人は、会社登記申請、定款作成、印鑑証明書の取得、代表者印の準備など開業手続きに付随する作業や手続きは煩雑です。

2 設立費用

株式会社を設立する場合、定款認証代・登録免許税・登記簿謄本代など最低でも23万円程度かかります。合同会社は登録免許税・登記簿謄本代などで最低でも7万円程度かかります。

3 資本金

資本金が必要となりますが、最近では1円でも会社を設立することが可能です。ただし、株式会社の場合、資本金の範囲で銀行や取引先などの債権者に責任を負うことから、実質的には1円での会社設立は信頼獲得の面で注意が必要です。

4 経理・人事管理工数

複式簿記と呼ばれる形式で決算書を作成し税務申告を行う必要があります。また、役員報酬の額や従業員の有無により健康保険と厚生年金保険への加入が義務付けられていることから経理・人事管理の工数が煩雑となります。

2

会社の種類は？
4つの形態の違いを比較

2

会社の種類とは？ 4つの形態の違いを比較

「会社」と呼ばれるものは、主に4種類あります。合名会社、合資会社、合同会社、株式会社です。ここではそれぞれの特徴をみていきましょう。

theme.1

そもそも会社にはどんな種類がある？

会社とは、ビジネスをおもな目的とした団体(営利法人)です。会社が負債を抱えたとき、代表する社員が無限責任を負う「合名会社」「合資会社」と、出資した限度の責任しか負わない「株式会社」「合同会社」の4種類です。

現在、合名会社や合資会社を新設する人はほとんどいません。無限責任ではリスクが大きいというのがおもな理由です。ただし、中小規模の株式会社や合同会社が銀行などの金融機関から融資を受けるときは、社長が連帯保証人になることが一般的ですから、実質的な無限責任ともいえます。

「有限会社」は、従来の簡易的な株式会社に近い形態ですが、現在は新たに設立することはできません。現在の有限会社は、2006年5月の会社法改正以前に設立され、現在も営業が続いている会社のみです。

そのため、ほとんどの方がこれから会社設立する時に検討する法人格は「株式会社」か「合同会社」のどちらかです。

theme.2

株式会社と合同会社の違い

法人を設立する起業家が検討する株式会社と合同会社の違いについて、各項目ごとに比較していきましょう。

株式会社の設立にかかる費用

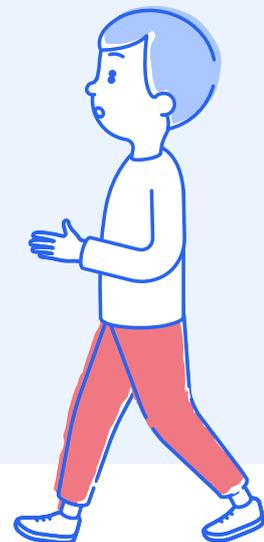
	株式会社	合同会社
設立費用・手続き	登録免許税(15万円)と 定款承認(3万円※)で 18万円が必要	6万円で設立可能。(登録免許税6万円のみ) 投機に必要な書類が少なく、 早く簡単に設立が可能
経営上の事務作業	・株主総会 ・決算公告義務あり ・役員の任期あり	・株主総会の必要なし ・決算公告義務なし ・役員の任期なし
資金調達	・銀行からのローンや債権 ・株式の発行	・銀行からのローンや債権
経営の自由度・意思決定	きっちりとルールに沿って 経営上の意思決定が可能	利益の配分を出資比率に関係なく社員間 で自由に決めることが可能。迅速かつ簡 単に経営上の意思決定を行える。裏を返 すと利益配分をめぐる対立が起きやすい。

合同会社がオススメの方

- ・安く会社を設立したい方
- ・許認可など何らかの理由で法人格が必要な方
- ・株主総会や決算公告など煩わしい作業をしたくない方

株式会社がオススメの方

- ・投資家からの増資による資金調達などを検討している方
- ・上場したい方



3

手続きは士業に頼む？
自分で準備する？

3

手続きは士業に頼む？ 自分で準備する？

theme.1

会社設立に関連する士業 「税理士」「司法書士」「行政書士」を比較

会社設立に関連する代表的な士業は、税理士、司法書士、行政書士がいます。あまり違いがよくわからない方がほとんどかと思いますが、それぞれで専門とする領域がことなります。以下にそれぞれの士業の特徴と報酬相場の一覧を整理しました。

会社設立に関わる士業一覧・比較

	報酬相場	得意領域	不得意領域
 税理士	5万円程度	税務、決算	登記業務 認可申請
 司法書士	10-15万円程度	登記業務	税務、決算 認可申請
 行政書士	10万円程度	行政書類作成 認可申請	登記業務 税務、決算

なお、会社設立の登記手続きを代行できるのは司法書士で、税理士・行政書士が行えるのは定款などの書類作成です。ただ、税理士法人や行政書士法人でも司法書士法人と連携している場合は登記手続きの代行を行なっている場合があります。

theme.2

自分で一から書類を作成する

会社設立の手続きは、士業に依頼するとの他にご自身で行うという手段もあります。

メリット

自分で手続きする場合のメリットはコストを削減することができる点です。専門家に依頼することで発生する報酬分が削減できます。

デメリット

作業の時間がかかります。一般的に株式会社だと2～3週間、合同会社は1～2週間と言われております。専門家に依頼することで、最短1日で対応していただける場合もあり、会社設立日が決まっており数日で設立しなければいけない時には専門家にまずご相談してみるのが良いでしょう。

freee会社設立なら

3ステップで会社設立に必要な書類を自分で作成することができます。電子定款の作成にも対応しているので費用と時間を抑えて会社設立をすることが可能です。



freee会社設立

検索



4

会社設立の流れと
かかる費用は？

4

会社設立の流れとかかる費用は？

theme.1

会社設立までの流れ

会社の中身が決まったらいよいよ法人として設立するための手続きに入ります。事前に準備しておかなければならない書類やお金、役所への届出など順番に確認していきましょう。会社設立までの期間は、効率的に書類作成などを進められれば2~3週間ほどです。準備書類も多いため、全体スケジュールを把握した上で効率的に行っていきましょう。



theme.2

会社設立に必要な決定事項

会社設立に際して、定款や会社設立登記のために必要な事項を決定する必要があります。決定事項の例として以下を参照してください。

- ・商号
- ・事業目的
- ・(株式会社の場合)発行可能株式総数
- ・(株式会社の場合)会社設立に際して発行する株式総数と1株あたりの株価
- ・(株式会社の場合)各発起人に割り当てられる株式数

株式会社の場合、特に発起人が複数いる時の注意点として発起人間での認識の違いによりトラブルも起こりがちですのでエビデンスを残すことをおすすめします。この段階で、後で説明する書類の記載事項などを決定しておけば、会社設立までの期間を短縮することができます。また、会社の代表印も合わせて準備しておきましょう。会社設立の際に法務局に届ける必要があります。

会社設立に必要な書類

登記に必要な書類は以下のとおりです。なお、各書類のサイズはすべてA4と覚えておきましょう。

1. 登記申請書
2. 登録免許税納付用台紙
3. 定款
4. 発起人の決定書
5. 設立時取締役の就任承諾書
6. 設立時代表取締役の就任承諾書
7. 設立時取締役の印鑑証明書
8. 資本金の払込みがあったことを証する書面
9. 印鑑届出書
10. 「登記すべき事項」を記載した書面又は保存したCD-R

theme.3

株式会社の設立にかかる費用

株式会社を設立するために、必要な実費として負担しなければならないものは以下の4つです。

株式会社設立にかかる費用項目

- ・収入印紙代：4万円
- ・認定手数料：3万円※
- ・謄本手数料：約2,000円（1ページにつき250円）
- ・登録免許税：15万円（もしくは資本金の0.7%の金

電子定款であれば、収入印紙代の4万円を節約することが可能です。

株式会社の設立にかかる費用

	一般的な定款（紙）	電子認証定款
収入印紙代	4万円	0円
認証手数料	3万円※	3万円※
謄本手数料	約2,000円	約2,000円
登録免許税	15万円	15万円
合計	約22万2千円	約18万2千円

※ 資本金によって異なります（最大5万円）

theme.4

合同会社の設立にかかる費用

合同会社の設立にかかる費用は、以下の2つとなります。

- ・収入印紙代：4万円
- ・登録免許税：6万円

株式会社では約22万円※ほど費用がかかりますが、合同会社であれば約10万円で設立が可能です。

先に述べた電子定款を利用すれば、6万円ほどで合同会社を設立できます。単に費用を比較して会社の形態を選ぶことはないと思いますが、合同会社を設立する場合、株式会社よりも費用が安く済むということをお覚えておきましょう。

※ 資本金によって異なります

合同会社の設立にかかる費用

	一般的な定款（紙）	電子認証定款
収入印紙代	4万円	0円
認証手数料	なし	なし
謄本手数料	なし	なし
登録免許税	6万円	6万円
合計	10万円	6万円

会社設立前後のやることチェックリスト

	予定日	チェック	やることリスト
設立前	/		株式会社は発起人を、合同会社は出資者を決める
	/		商号(社名)の事前調査を行う
	/		会社の基本事項(商号、目的、本店所在地など)を決定する
	/		会社代表者印(実印)などを作る ※freee会社設立で購入可能
	/		個人の印鑑証明書を取る
	/		定款を作成する ①
	/		定款の認証を受ける(公証役場) ※合同会社は不要
	/		資本金を払い込む(銀行)
	/		登記に必要な書類を作成する ②
	/		登記申請(法務局) ③
設立後	/		登記事項証明書交付申請書などの提出(法務局)
	/		法人設立届出書の提出(税務署、都道府県税事務所、市区町村)
	/		青色申告の承認申請書の提出(税務署)
	/		給与支払事務所等の開設届出書の提出(税務署)
	/		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出(税務署)
	/		健康保険・厚生年金保険 新規適用届の提出(年金事務所)
	/		健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届の提出(年金事務所)
	/		労働保険 保険関係成立届の提出(労働基準監督署)
	/		労働保険 概算保険料申告書の提出(労働基準監督署)
	/		雇用保険 適用事業所設置届の提出(ハローワーク)
	/		雇用保険 被保険者資格取得届の提出(ハローワーク)
	/		法人名義の銀行口座開設
	/		法人名義のクレジットカード申し込み ⑦
	/		会計ソフトと銀行やクレジットカードの同期設定をする ⑧
	/		人事労務ソフトで給与規定と勤務・賃金を設定する ⑨

① **おすすめ freee会社設立**
ガイドに沿って入力するだけ。電子定款を自分で作成して、設立時の費用を最小限に!

② **おすすめ freee会社設立**
法人登記に必要な書類一式を自動作成&ダウンロードできます。

③ 登記申請した日が会社設立日!地域によりますが、申請してから完了まで3~7日程度です。

④ **おすすめ freee会社設立**
定款作成時の情報を自動反映した各種書類をダウンロードできます。

⑤ **おすすめ freee会社設立**
テンプレートをダウンロードできます。

⑥ 従業員を雇用する場合は必須です。

⑦ **おすすめ freeeカード**
年会費無料、決算書なしでWeb申し込みが可能。創業期から使える事業用カードです。

⑧ **おすすめ freee会計**
経理処理の手間や時間を大幅に短縮することができ、決算にもスムーズ対応!

⑨ **おすすめ freee人事労務**
給与計算や年末調整をスムーズに!



会社設立に関するよくある質問

Q. 電子定款の認証をしても 公証役場に行かなければいけないの？

株式会社の場合は、公証役場に予約の電話をして受取りに行っていたかなくてはなりません。受取人は代表取締役の方でなくても大丈夫です。

Q. 会社の場所って自宅じゃだめなの

会社の場所は自宅でもオフィスを借りてもどちらでも問題ありません。事務所を借りた方が対外的な印象も良いため、お金に余裕がある方はオフィスを借りてもいいでしょう。

Q. 個人事業から法人になった場合 資本金として流用できるものはある？

発起人として、出資できるものは金銭に限りません。金銭以外の出資を現物出資といいます。例) 自動車、パソコン、オフィス機器、債権など

完全
無料



\ 会社設立の検討を始めたら /

free 起業アドバイザー

会社設立から事業開始まではやる事がたくさん！
そんな時にfreeなら担当コーディネーターが、あなたの状況に合わせて起業に必要なタンドリ・スケジュールを組みながら、一緒に設立準備を進めます。
設立準備始めてみようかなと思ったら、
まずは気軽にご連絡ください。

ご指定の時間に、お電話・Web面談のご予約ができます。
右記のQRコードまたは[こちら](#)からお気軽にご予約ください。



最後に

free会社設立なら「入力」→「設立」→「始動」3ステップで会社設立が完了します。必要書類が手順通りに表示されるので、それに従い進めれば事前知識がなくても操作可能です。



サービスは無料※で利用できるなので、まずは「入力」ページをご覧ください、事前に準備しておくものや決めなくてはならない項目などをご確認いただくツールとしてご利用ください。



free会社設立

検索

